

別記 特定共用施設使用約款

国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）の特定共用施設の利用者（以下「利用者」という。）は、以下の項目に基づき、当該特定共用施設を利用する。なお、機構と利用者の間で別途契約を締結する場合には、当該契約の内容に従うものとする。

（遵守事項等）

第1条 利用者は、本約款を遵守するとともに、機構の指示に従わなければならない。

（申込み）

第2条 特定共用施設の申込みは、特定共用施設使用申込書（様式1）に必要事項を記載のうえ、これを機構に提出することにより行うものとする。

（使用料）

第3条 利用者は、特定共用施設の使用料として、機構が定める積算項目に基づき算定した額を支払うものとする。

（賛助会会員への優遇措置）

第4条 機構の賛助会員及び寄付会員は、特定共用施設の使用料について、別に定めるところにより優遇措置を受けることができる。

（使用料の優遇措置）

第5条 使用料の優遇措置の申請は、特定共用施設使用料の優遇措置申請書（様式2）に必要事項を記載し、特定共用施設使用申込書と併せてこれを機構に提出することにより行うものとする。

（使用料の支払い）

第6条 利用者は、使用期間の終了又は使用承諾の解除があったときは、機構が指定する支払期限までに、その指定する支払方法により使用料を支払うものとする。ただし、使用開始前に使用承諾が解除された場合は、この限りではない。

2 使用料の支払いは、利用者の名義により行うものとする。ただし、これによりがたい特別の事情があるときは、協議して定めるものとする。

3 利用者が、その責に帰すべき事由により第1項の支払期限までに使用料を支払わない場合には、利用者は、機構に対して支払期限満了の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対して、民法（明治29年法律第89号）第404条で定める法定利率で計算した額を遅延利息として支払うものとする。

4 機構は、前項の規定により計算した遅延利息の金額が千円未満であるときは、その支払いを免除するものとし、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(目的外使用の禁止)

第7条 使用者は、特定共用施設の使用にあたっては常に善良な管理者としての注意を払い、特定共用施設使用申込書に記載した使用目的以外に使用しないものとする。

(特定共用施設の運転・操作)

第8条 使用者は、特定共用施設の運転・操作に係る承諾を受けた場合に限り、当該特定共用施設を運転・操作することができる。

(運転・操作に関する支援)

第9条 使用者は、機構職員又はオペレータによる必要な装置等の運転又は操作に関する支援を機構から有償で受けることができる。

2 使用者は、前項に規定するもののほか、装置等の運転若しくは操作の方法、試料等の作製方法又はデータ等の解析方法等に関する技術指導を機構から有償で受けることができる。

3 前2項に規定する支援又は技術指導の申込みは、あらかじめ機構と協議のうえ、特定共用施設使用申込書により行うものとする。

(特定共用施設の使用に必要な特殊な備品及び消耗品)

第10条 特定共用施設の使用に必要な特殊な備品及び消耗品は、書面による機構の承諾を得て使用者が用意するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、使用者が用意することができない消耗品（標準溶液等）については、機構の承諾を得て使用するものとし、当該費用は使用者が負担するものとする。

(使用開始・終了の報告)

第11条 使用者は、特定共用施設の使用を開始しようとする時及びその使用が終わった時は、その都度機構に報告し、機構の確認を受けるものとする。

(原状回復)

第12条 使用者は、特定共用施設の一部を変更して使用しようとするときは、あらかじめ機構の承諾を得るものとし、この場合の費用は使用者が負担する。

2 使用者は、前項による使用が完了したときは、速やかに自己の負担により特定共用施設を原状に回復し、機構の確認を受けるものとする。

(検査協力)

第13条 機構は、必要に応じ、特定共用施設の使用状況や目的外使用の有無等を検査することができる。この場合において、使用者は、当該検査に協力するとともに、必要な資料を提出するものとする。

(秘密保持)

第14条 機構及び使用者は、特定共用施設の使用によって得られた相手方の営業上、技術上の秘密情報を第三者に漏らしてはならない。

2 前項に基づく秘密保持義務は、特定共用施設の使用に係る承諾の解除又は終了後においても存続する。

3 使用者は、特定共用施設の使用目的及び性質に応じて、秘密保持に関する特約を付することができる。

(特定共用施設の使用停止)

第15条 機構は、自らの研究開発を優先する必要がある場合、又は事故、災害その他のやむを得ない事由により特定共用施設の使用が困難となった場合は、使用者による使用を停止させることができる。

2 機構は、前項の規定により使用を停止する場合は、あらかじめ使用者に通知するものとする。

(免責)

第16条 機構は、前条による特定共用施設の使用停止に伴い発生する使用者の損害について、免責されるものとする。

2 機構は、使用者による特定共用施設の使用において発生した事故について機構の責に帰すべき場合を除き、免責されるものとする。

3 機構は、使用者が特定共用施設の使用において得られた結果について、いかなる責任も負わないものとする。

4 機構は、第9条に規定する支援の実施において発生した不測の事故について、いかなる責任も負わないものとする。

(損害賠償)

第17条 使用者は、特定共用施設の使用に関して、機構又は第三者に損害を与えたときは、直ちにその旨を機構に報告するとともに、機構と協議のうえ、損害の賠償を行わなければならない。

(使用承諾の変更又は解除)

第18条 使用者は、機構との事前協議のうえ、使用承諾の変更又は解除をすることができる。

2 使用者が、本約款に定める遵守義務に違反するおそれがあるとき、若しくは違反したとき、又は使用承諾を継続しがたい重大な事情が生じたときは、機構は当該使用承諾を解除又は終了することができる。

(使用期間中の安全・衛生管理)

第19条 使用者は、使用期間中における特定共用施設使用に関する作業の安全・衛生管理の責任を負うものとする。

(反社会的勢力の排除)

第20条 使用者は、次に定める各事項を機構に対して表明し、保証するものとする。

イ 役員等（使用者が個人である場合にはその者を、使用者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは特定共用施設の使用に係る承諾を受けた事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ではないこと。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしないこと。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力せず、若しくは関与しないこと。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結しないこと。

(疑義等の解決)

第 2 1 条 使用者は、本約款に定めのない事項及び疑義が発生したときは、その都度
機構と協議して定めるものとする。

以上